

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 1 1 号

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 12 年瀬戸市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「

特定用途部分の延べ面積		
内 訳	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	
	事務所の用途に供する部分	
	倉庫の用途に供する部分	
	その他の特定用途に供する部分	
非特定用途部分の延べ面積		

」を

「

特定用途部分の延べ面積		
内 訳	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	
	事務所の用途に供する部分	
	倉庫の用途に供する部分	
	共同住宅の用途に供する部分	
	その他の特定用途に供する部分	

非特定用途部分の延べ面積	
戸数（共同住宅の場合のみ）	

」に、

「3.5 m × 6 m 以上」を「3.5 m × 6 m × 2.3 m 以上」に、「3 m 以上」を「3.2 m 以上」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている届出書は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。